防火・防災共用

**全体についての消防計画【追加版】**

【消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号）による追加】

この計画は，消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号）に基づき，従前の規定により作成した「共同（防火・防災）管理協議事項・防火対象物全体にわたる（防火・防災）管理に係る消防計画」に不足している「管理権原者の権原の範囲」及び「全体についての（防火・防災）管理業務の一部委託」の項目を新たに規定し，『防火対象物等の全体についての（防火・防災）管理に係る消防計画』の内容を満たすために作成するものである。

**第１　管理権原者等**

（管理権原者の責務）

1. 管理権原者は，統括（防火・防災）管理者が防火対象物等の全体についての（防火・防災）管理上必要な業務を適切に遂行できるよう相互に協力する。
2. 管理権原者は，管理権原者の権原が及ぶ範囲の消防計画を作成させ，（防火・防災）管理者に（防火・防災）管理上必要な業務を実施させる。

（統括（防火・防災）管理者の選任及び届出）

1. 管理権原者は，統括（防火・防災）管理者を協議して定め，防火対象物等の全体についての（防火・防災）管理上必要な業務を行わせなければならない。
2. 前項の協議は，（文書・インターネット・防火管理協議会）によって行う。
3. 管理権原者は，統括（防火・防災）管理者を定めたときは，所轄消防署長に届け出る。
4. 前項の届出に際しては，防火対象物等における管理権原者の主要な者として

　を指定し，その代表者名をもって届け出を行う。

**第２　管理権原者の権原の範囲等**

（管理権原者の権原の範囲）

1. 防火対象物等の管理権原者の権原が及ぶ範囲については，別表１及び別図のとおりとする。

（全体についての（防火・防災）管理業務の一部委託）

1. 防火対象物等の全体についての統括（防火・防災）管理上必要な業務の一部委託については，次のとおりとする。
	1. 防火対象物等の全体についての統括（防火・防災）管理上必要な業務の一部委託の範囲は，別表２のとおりとする。
	2. 受託者は，本計画に定めるところにより，管理権原者，統括（防火・防災）管理者及び自衛消防隊長の指示，指揮命令の下に適正に業務を実施する。
	3. 受託者は，受託した全体についての（防火・防災）管理業務の実施状況について，定期的に統括（防火・防災）管理者に報告する。

附則

　この計画は，　　　　年　　月　　日から施行する。

※　▲印は，該当する場合に定める項目

**別表１**

防火対象物の管理権原者の権原の範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者（法人の場合は名称及び代表者氏名） | 所有部分 | 権原の範囲 |
|  |  | 　 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権原の範囲 | 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権原の範囲 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**別図**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権原者番号 |  | 階数 |  | 管理権原者番号 |  | 階数 |  |
| 名　称 |  | 名　称 |  |
|  |  |
| 管理権原者番号 |  | 階数 |  | 管理権原者番号 |  | 階数 |  |
| 名　称 |  | 名　称 |  |
|  |  |

**別表２**

**防火対象物全体についての（防火・防災）管理業務の委託状況表**

年　　月　 日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 |  |
| 管理権原者氏名 |  |
| 統括（防火・防災）管理者氏名 |  |
| 受託者の氏名及び住所等法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地 | 氏名（名称） |  |
| 住所（所在地） |  |
| 担当事務所所在地 | 　　　　　℡　　　　　　　　　 |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □　火気使用箇所の点検等監視業務□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　　　　）□　周囲の可燃物の整理□　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |   | 常駐人員 |  |
| 委託する時間帯 |   |
| 巡回方式 | 範囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □その他（　 　　　　　　　）□　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  | 巡回人員 |  |
| 委託する時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □その他（　 　　　　　　　）□　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  | 到　　着所要時間 | 分 |
| 委託する時間帯 |  |

◇作成上の留意事項◇

　「受託者の行う防火管理業務の範囲」は該当する項目の□にレ印を付します。